

FirstGlobal メッセージ

siesta

2017.12月号 vol.175

発行元：〒540-0012

大阪府中央区谷町1-6-4

天満橋八千代ビル10階

(株)ファーストグローバルコンサルティング

代表取締役

戦略人事コンサルタント 品川典久

TEL 06-6910-3007 FAX 06-6910-3008

Email shinagawa@1gc.jp

URL <http://www.1gc.jp>

今月のトピックス

給料「前借り」

10月25日の日本経済新聞朝刊の記事にありましたが、給料日前に、働いた分の給料を受け取れるサービスを提供する業者が増えているようです。「給料前払い」で検索しても、たくさんの業者が上がってきますね。簡単にいうと、企業に専用システムを導入してもらい、給料の「前借り」をしやすくするというものです。サービスを導入した企業では、従業員は給料日を待たず、働いた日数の範囲で随時、現金を引き出せます。引き出しの申込みはスマホででき、正規の給料日には引き出した差額分が支給されるというしくみです。業者側はあくまで福利厚生の一環としてサービスを提供しているようですが、このサービスが拡大した背景にはやはり「人手不足」が最大の要因のようです。通常、どの会社もお給料計算の締日と支払日には数日から数十日あります。従業員からすれば、「日払い」的にお給料を受け取れることとなりますから、求人広告でそれをちらつかされれば、そちらに向かうことになるのかもしれない。カラオケなどで有名なシダックスはこのしくみを導入してから求人応募者が倍増したようです。ただ、法的にグレーな面もあり、こういったサービスが拡充すればするほど、規制がかかる可能性も高いです。一つは業者が企業から一定の手数料を受け取った上で、業者が立替払いをするケース。サービスを利用する従業員個人が現金を引き出すごとに「利用料」として一定の手数料を取られるようです。この場合、はっきり言って「金融」と同じですね？貸金業を営む場合、登録が必要ですが、当然していないケースも多いようです。また、労働法的にも疑義を唱える専門家もいます。労基法の「賃金の直接払い」に抵触するというもの。わからなくもないです。企業が一定の資金を用意して、業者がサービス代行する場合もあり、こちらはまだ問題ないのかもしれない。しかし、メルカリなどもそうですが、ニッチを狙って、これまでの常識では測れないサービスがどんどん増えていきます。法律もついていけないのですが、私もついていかなければ。

< next >

衆議院議員選挙が終わり、「希望の党」は当初の予測から大きく後退し、惨敗でした。小池さんの「排除」は当たり前のことだと思いますが、言葉って本当に怖いんですね。